

○鳥取市議会請願・陳情意見陳述会実施要綱

(令和7年5月9日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、請願書又は陳情書の提出者（以下「提出者」という。）がこれらを議会に提出するに至った経過や趣旨について、議員に直接説明したいという求めに応えるため、議会として意見陳述の場を設け、鳥取市議会請願・陳情意見陳述会（以下「陳述会」という。）の実施について定めることにより、議会活動に市民が参加できる機会の充実に資することを目的とする。

(陳述会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、提出者の意見陳述を行う場として、市議会に陳述会を設ける。

(会議)

第3条 陳述会は、議長が主宰し、すべての議員はこれに出席することができる。

2 陳述会は、定例会の開会日の議会運営委員会終了後に開催する。ただし、議会日程により開会日に開催できない場合は、開会日から常任委員会の開催までの間に変更することができる。

3 陳述会は、原則公開とする。

(意見陳述の申出)

第4条 提出者のうち、意見陳述を希望する者は、あらかじめ別記様式に定める意見陳述申出書又は電子情報処理組織を利用して請願書若しくは陳情書を提出する方法により、議長に申し出なければならない。

2 議長は、前項の規定による申出があった場合、原則として陳述会を開催するものとする。

3 第1項の規定による申出は、定例会開会日のおおむね1週間前に開催される議会運営委員会の前日（休日を除く。）の正午までに行わなければならない。

4 第1項の規定による申出の内容は、前項に規定する議会運営委員会において確認するものとする。

(意見陳述の方法)

第5条 意見陳述を行う者（以下「陳述者」という。）は、提出者のうち、代表者1人及び必要に応じてその補助者1人までとし、陳述の内容は、請願書又は陳情書の記載事項における趣旨説明とする。

2 陳述者の発言時間は、1件につき5分以内とする。

3 陳述者は、議員に対して質疑をすることができない。

4 議員は、陳述者に対して質疑をすることができる。

5 陳述者は、議長の許可により、陳述会で追加資料を配布することができる。この場合において、陳述者は、議長の指示する数の資料を持参しなければならない。

(意見陳述の記録)

第6条 意見陳述に係る記録は、作成しない。

(費用弁償)

第7条 陳述会の開催に係る費用弁償は、行わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行し、同年2月15日以降に受理された請願書及び陳情書から適用する。